

平成31年度札幌市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度札幌市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	672 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	210,161 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	300,769 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	574 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,248 人
(6) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 ア 医 療 器 械 購 入 等	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 病院事業収益		24,165,000千円
第1項 医 業 収 益		21,329,795千円
第2項 医 業 外 収 益		2,402,460千円
第3項 特 別 利 益		432,745千円

支 出

第1款 病院事業費用	23,902,000千円
第1項 医 業 費 用	23,250,121千円
第2項 医 業 外 費 用	641,879千円
第3項 予 備 費	10,000千円
収入支出差引残額	263,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額891,000千円は、損益勘定留保資金等411,138千円で補填するとともに、一時借入金479,862千円で措置するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,784,000千円
第1項 企 業 債	977,000千円
第2項 出 資 金	81,730千円
第3項 負 担 金	1,725,270千円

支 出

第1款 資本的支出	3,675,000千円
第1項 建 設 改 良 費	1,162,773千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,511,227千円
第3項 予 備 費	1,000千円
収入支出差引不足額	891,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
年 間 購 読 図 書	平成32年度	11,000千円
検 査 機 器 借 受 等	平成32年度	62,000千円
建 物 設 備 保 守 点 検 等 業 務	平成32年度	160,000千円
診 療 関 係 委 託 等 業 務	平成32年度	238,000千円
情 報 シ ス テ ム 運 用 ・ 保 守 等 業 務	平成32年度	250,000千円
医 療 機 器 保 守 点 検 等 業 務	平成32年度	281,000千円
設 備 等 更 新 改 修 業 務	平成32年度	367,000千円
電 話 交 換 業 務	平成32年度から 平成33年度まで	2,000千円
外 壁 タ イ ル 改 修 工 事	平成32年度から 平成33年度まで	94,000千円
医 事 委 託 業 務	平成32年度から 平成33年度まで	180,000千円
経 営 改 善 支 援 業 務	平成32年度から 平成33年度まで	200,000千円
白 衣 等 管 理 供 給 業 務	平成32年度から 平成34年度まで	6,000千円
未 収 金 収 納 委 託 業 務	平成32年度から 平成34年度まで	6,000千円
院 内 保 育 園 運 営 委 託 業 務	平成32年度から 平成34年度まで	275,000千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
医 療 器 械 購 入 費 等	977,000千円	証券発行又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 (収益的支出)	9,396,624千円
(2) 交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、587,157千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	器具及び備品	X線コンピュータ断層撮影装置	一式
		医用画像保管通信システム機器等	一式

平成31年(2019年)2月8日提出

札幌市長 秋元克広